

佐久穂町民間賃貸住宅建設補助金について

2戸以上の民間賃貸住宅であって、
 1戸あたりの床面積が45㎡～55㎡未満は100万円、
 55㎡～65㎡未満は150万円、65㎡以上は200万円を補助します！
 公共下水道区域外で公共下水道に接続する場合も補助があります。

佐久穂町の定住人口の増加を図り、良好な民間賃貸住宅の供給を促進するため、民間事業者が実施する居住を目的とした賃貸住宅事業に対し、補助金を交付します。

【助成期間】（事業の認定受付期間）令和4年5月20日～令和10年3月31日

【対象者】

- ・町内に居住を目的とした民間賃貸住宅を建設し、所有者となる法人又は個人
 ※個人は市区町村税、法人は法人事業税の滞納がないこと。暴力団員及び宗教法人ではないこと。
 ※建築工事施工者は、建築業法第3条第1項の許可を受けた法人又は個人であること。

【対象となる賃貸住宅の定義】

- ・賃貸契約に基づき賃借される建築基準法に規定する一戸建て、長屋及び共同住宅
- ・1戸あたりの専用部分の床面積が45㎡以上あるもの
- ・各戸に専用の玄関、トイレ、浴室、台所が設置されているもの
- ・敷地内に住戸1戸あたり2台以上の駐車場が確保されているもの
- ・新築であり、組立式やコンテナハウス等の簡易な建築物ではないもの
- ・建築基準関係法令の基準に適合するもの
- ・上水道、公共下水道等に接続しているもの（公共下水の補助は工事の完了検査結果通知書が必要）



【交付要件】

- ・建設を行う土地は、佐久穂都市計画区域内であること
- ・2戸以上の一戸建て住宅又は1棟あたり2戸以上の長屋か共同住宅であること
- ・10年以上は賃貸住宅として利用すること
- ・他の補助金等を受けて建設するものではないこと

【手続き方法】

①事業の認定（着手前）

- ・民間賃貸住宅建設補助事業認定申請書（様式第1号）の提出
 ※現況写真、土地の登記事項証明書及び法14条図、賃貸住宅の設計図書、工事の見積書、納税証明書、建築確認申請書又は確認済証、誓約書兼同意書（様式第2号）など必要。

②事業の着手（認定から6か月以内）

- ・民間賃貸住宅建設補助事業着手届（様式第6号）の提出
 ～事業の大幅な変更がある場合は変更手続きが必要～

③交付の申請（保存登記完了後）

- ・民間賃貸住宅建設補助金交付申請書兼実績報告書（様式第7号）の提出
 ※建物及び駐車場の完成写真、土地及び建物の登記事項証明書、工事の契約書、工事の領収書、建築確認検査済証、住宅管理に関する書類など必要。

④補助金の請求

- ・民間賃貸住宅建設補助金交付請求書（様式第12号）の提出

※詳細は、「佐久穂町民間賃貸住宅建設補助金交付要綱」をご確認ください。

■問合せ先 佐久穂町役場 総合政策課 政策推進係 TEL：0267-86-2553